

物品購入契約書

座間味村海域安全隊事業(水上バイク購入)

座 間 味 村

物 品 購 入 契 約 書

1 件 名 座間味村海域安全隊事業（水上バイク購入）

2 規格・形状・数量
別紙仕様書のとおり

3 契約金額： 金 円 うち取引に係る消費税： 金 円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、契約金額に100分の8を乗じて得た額である。

4 契約保証金 免除 （座間味村財務規則第72条の2第1項第3号による。）

上記の事項について、発注者 座間味村長 宮里 哲（以下「甲」という。）と受注者 ●●●●●●●●（以下「乙」という。）との間に座間味村海域安全隊事業（水上バイク（以下「物品」という。）購入）について、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

第1条 契約の履行期限は、契約の締結の日から平成29年5月31日（水）までとする。

第2条 乙は物品を納入するときは、あらかじめその旨を甲に通知し、甲の指定した場所に置いて納入するものとし、そのために必要な費用は乙の負担とする。

第3条 甲は物品の納入を受けたときは、乙は甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立ち会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

2 甲は検査の結果、契約内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であると認めたときは、乙に対して、物品の取替え又は補修を求めることができる。

第4条 乙は、前条の検査の結果に合格したときは、甲に対して契約金額の支払を請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その請求書を受理した日から30日以内に乙に支払わなければならない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

第5条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記し期限延長の願い出をすることができる。

2 前項の願い出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願い出を正当と認めたときは、これを承認し、第8条の違約金を免除することができる。

第6条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅滞日数に応じ、未履行部分の契約金額に対し年3.1パーセントの割合の金額を損害金として甲に支払わなければならない。

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わないものとする。

(1) 乙が、特別の理由なく履行期限までに物品の納入を終わる見込みがないと認めたとき。

(2) この契約について、乙又はその代理人若しくは使用人に不正の行為があったとき。

(3) 乙が、破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居住不明となったとき。

第8条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に甲に支払わなければならないものとする。

第9条 乙は、この契約にについて契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第10条 乙は、この契約条項のほか、座間味村財務規則（昭和47年座間味村規則第10号）を守るものとし、もし、疑義の生じたときは甲・乙協議するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

甲 座間味村字座間味109番地
座間味村長 宮里 哲 印

乙
印